

じぶん く しゃかい じつげん む
～自分らしく暮らせる社会の実現に向けて～

や す し
野洲市
せい ど
パートナーシップ制度について

し が けん せんせいせいどうにゆう ほんし ぎょうせい
～滋賀県パートナーシップ宣誓制度導入にかかる本市の行政
サービスの対応について～

れいわ ねん ねん がつ うんようかいし
令和8年(2026年)4月より運用開始

せいせいせいど
パートナーシップ宣誓制度とは

滋賀県では令和6年9月よりパートナーシップ宣誓制度を導入されました。これは、一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約する関係（パートナーシップ）であることを宣誓し、滋賀県が宣誓書を受領したことを証明するものです。

法律上の結婚と同等の効果（相続、税金の控除等）が生じるものではありません。しかし、この制度を通して、性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

しみん じぎょうしゃ みな
市民・事業者の皆さまへ

本制度の対象となる方々は、お互いの関係性が理解されにくいことで、生活する上での制約を受けている場合があります。

宣誓された二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、本制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

また、受領証を提示された場合は、提示した二人の関係について、本人の同意なく他の方へ伝えることがないように十分ご注意ください。

せいどりようなが
制度利用の流れ

宣誓書受領証の交付について

滋賀県人権施策推進課

①宣誓を希望する日の1週間前までに滋賀県人権施策推進課にて事前受付を行ってください。

【滋賀県人権施策推進課】

Tel.077-528-3533

②宣誓日当日に2人で必要書類を持参し宣誓書受領証を受け取ってください。

宣誓書受領証の提示

野洲市
（各課担当窓口）

①各行政サービス申請時に関係課にて宣誓書受領証と本人確認書類（マイナンバーカード等）を提示いただきます。

②宣誓書受領証に記載されている宣誓者を「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として受け付けます。

対象行政サービスについては、野洲市ホームページをご覧ください



お問い合わせ先

TEL : 077-587-6041 MAIL : jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp

野洲市 総務部 人権施策推進課（野洲市人権センター）

1. 多様な性のあり方

性のあり方は、どの人も次の4つの要素でとらえることができます。

①からだの性

(生まれた時に割り当てられた性)
生まれた時の身体的特徴をもとに
法律上 割り当てられた性

②好きになる性 (性的指向)

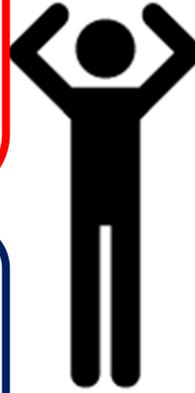
どの性別を恋愛対象と
するか / しないか

③こころの性 (性自認)

自分の性別をどうとえているか

④表現する性 (性表現)

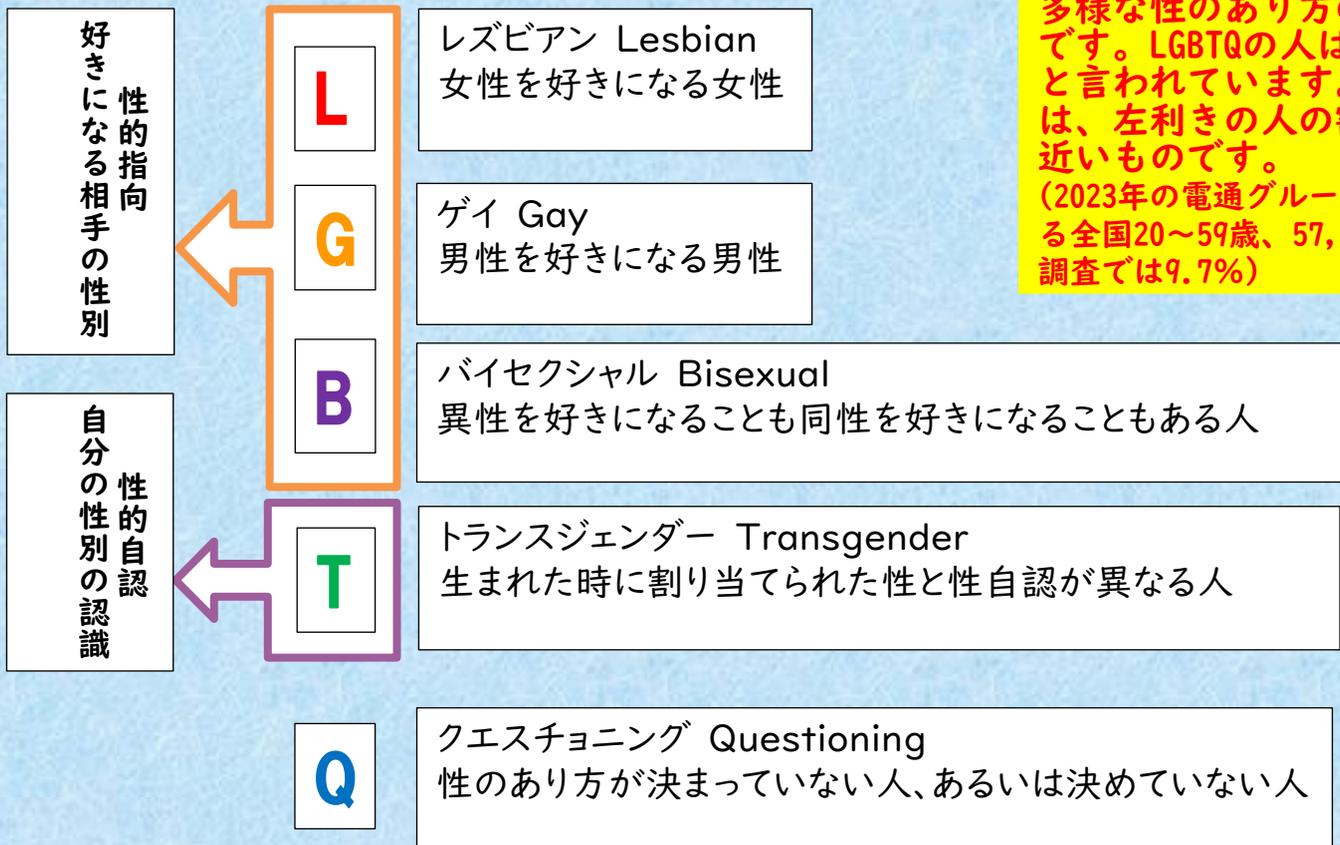
服装、しぐさ、言葉づかいなど



全ての人がこの4つの組み合わせの中に含まれます。その組み合わせは多様です。

2. LGBTQは性的少数者の総称の一つ

LGBTQは決して特別な人ではなく、マイノリティ(少数派)なだけで、多様な性のあり方の一部です。LGBTQの人は約10%と言われています。これは、左利きの人の割合に近いものです。(2023年の電通グループによる全国20~59歳、57,500人の調査では9.7%)



LGBTQの人が自分の性について語る(カミングアウト)ことは、とても勇気がいりますし、信頼する人にしか言えません。「**自分の周りに必ずいるけど、簡単には言えない**」のです。